

【1 分解説】防衛装備移転三原則の見直しとは？

総合調査部 マクロ環境調査グループ長 石附 賢実

「防衛装備移転三原則」（以下「三原則」）は、それまでの武器輸出三原則を冷戦後の安全保障環境に適合させるべく再整理したもので、2014年に閣議決定されました。昨今のウクライナ情勢や複雑化した安全保障環境を受け、同盟国・同志国への防衛装備移転の円滑化を図るべく、与党でその見直しの検討が進められています（2023年8月現在）。

実際には、「防衛装備移転三原則の運用指針」（以下「指針」）の解釈や見直しについて議論がなされているようです（資料）。殺傷能力のある装備の移転も現行指針で可能とする解釈や、「我が国の安全保障に資する」ものとしている移転の範囲を「被侵略国」などに拡大すること、指針に列挙されている5類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）の見直しなどが取り沙汰されています。

私たちは、ロシアの力による現状変更の試みを目の当たりにして、「法の支配を守るためには武力が必要」という逆説的なリアリズムを突き付けられています。例えばウクライナに防空装備を提供すること、あるいはこのリアリズムの負担を同盟国や同志国と分かち合うことを是とするのか否か。現実から目を背けずに、建設的な議論が進むことを期待します。

資料 防衛装備移転三原則とその見直し議論

防衛装備移転三原則

(第一原則) 移転を禁止する場合の明確化
 (第二原則) 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開
 (第三原則) 目的外使用及び第三国移転にかかる適正管理の確保

(第二原則) 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開

- ・ 「防衛装備移転三原則の運用指針」(以下指針)にて、「我が国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの(我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。)」との表現あり
 - 我が国の安全保障に関わらず、ウクライナ等、国際法違反の侵略を受けた国などへの移転を含めていくかどうか
- ・ 明示的な禁止規定はないものの、殺傷能力のある装備の移転は指針にある「米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転」などに限定されると解釈されてきた
 - 殺傷能力のある装備の移転について、解釈を巡る議論や新たな規定の制定があり得るか
- ・ 指針の2022年改定において「国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転」が明記された
 - 自衛隊法第116条の3は「物品の不要の決定」をした装備品を譲渡する枠組みで、殺傷能力のある「武器(弾薬)は除く」と明記されており、本改定のみを根拠にウクライナに殺傷能力のある装備を移転することはできない
- ・ 指針に「我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備の海外移転」と、5類型が明示的に列挙されている
 - 5類型の見直しなどが取り沙汰されている

(出所)第一生命経済研究所作成

関連レポート

- ・石附賢実(2023)「安全保障と ESG」(<https://www.dlri.co.jp/report/ld/241313.html>)
- ・石附賢実(2023)「世界軍事費ランキング 2022、ウクライナ情勢と日韓逆転」(<https://www.dlri.co.jp/report/ld/247056.html>)